

次期総合計画策定の枠組みについて

<目 次>

1. 次期総合計画の策定について（再掲）	2
2. 市議会からの提言についての検討状況	4
3. 次期総合計画策定スケジュール	別冊
4. 次期総合計画全体構成骨子案	別冊
5. 将来都市像（案）	別冊
6. 次期総合計画体系図（素案）	別冊

令和元年6月26日

四日市市 政策推進部 政策推進課

1. 次期総合計画の策定について

※第1回四日市市総合計画策定委員会資料（再掲）

1. 策定の趣旨

総合計画は、長期的な展望に立って本市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示すものです。

総合計画は四日市という都市のビジョンでもあり、これに基づいて行政はもちろんのこと、事業者も市民も行動していくものであり、そのビジョンを実現するためには、行政だけではなく、市民、各種団体、企業など地域を構成するすべての主体が連携・協働していく必要があります。

近年、本市を取り巻く状況は、人口減少・少子高齢化社会の本格的な到来、環境問題の顕在化、高度情報化の急速な進展、市民活動の活発化など大きく変化しています。

こうした流れの中、都市経営の視点に立った行政運営を行い、環境問題への対応と産業の振興を両立させた持続可能なまちづくりを行っていくための明確なビジョンと戦略的な計画を策定することがより一層重要となっています。

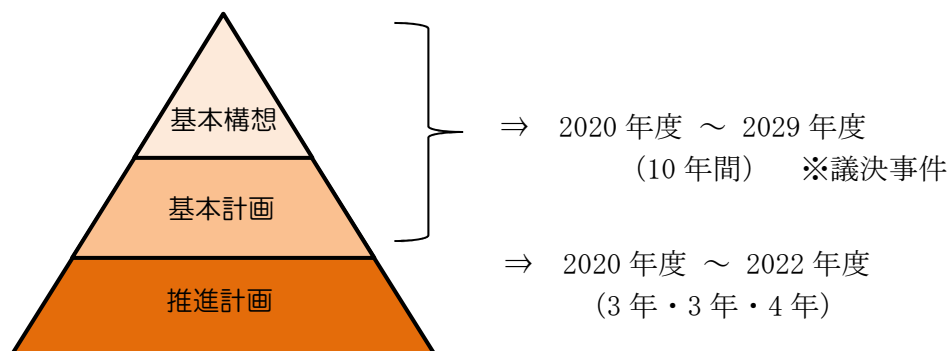
このような状況を踏まえ、平成32年度までを計画期間とする現行の総合計画の終了を待たず、情勢の変化が目まぐるしい近年の社会構造の変化を的確に捉え、新たな時代への対応を確固たるものとし、四日市市の夢のあるまちづくりの実現に向けて、市民、各種団体、企業等の方々の意見も十分に踏まえ、新たな四日市市総合計画を策定していきます。

なお、ここ数年、本市の財政運営においては、市内企業の好調な業績や IT 関連企業の大型設備投資に支えられ、市税収入が好調ではあるものの、経済環境の変化は激しく、市税収入が急減するリスクも十分に認識し、計画策定に当たっては、「最小の経費で最大の効果を上げること」並びに「選択と集中による重点施策の展開」といった観点から取り組んでいきます。

2. 次期総合計画の構成・期間

○基本構想・基本計画・推進計画の3層構造

- 基本構想：本市の目指すべき都市像や基本目標を示すもので、今後 10 年間のまちづくりの方向性を明らかにするもの。
- 基本計画：目指す都市像を実現するため、施策の方向性を示すもの。
- 推進計画：基本計画に掲げる施策の方向性に基づき、具体的な実施事業を示すもの。



<参考> 四日市市市民自治基本条例(理念条例)

(総合計画)

第18条 市の執行機関は、総合計画(本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想並びに基本構想を具体化するため行政運営の基本方針等を定める基本計画及び推進計画で構成されるものをいいます。)を作成し、効果的かつ効率的に市の施策を推進するとともに、その進捗状況を公表するものとします。

3. 策定体制

総合計画は、市民全体で共有する四日市市の将来的なビジョンであり、その実現に向けて、本市を支えるすべての市民が共有しながら取り組む基本的な指針となるものです。

そのため、市民の代表である市議会との議論をはじめ、会議体の設置や多様な手法による市民参画などを通じ、本市を支える市民、企業または団体の方々と一緒に新しい総合計画をつくり上げていきます。

(1) 四日市市総合計画策定委員会

- ・学識経験者、企業、自治会、市民活動を行っている方々約 21 名で構成
- ・総合計画の策定や市の作成する計画案に対して意見を述べ、議論する

(2) 分野別政策検討会議

- ・基本的な政策課題に対応するため、5つの分野において政策検討会議を設置する
- ・各分野にアドバイザー（学識者）を設け、市の若手・中堅職員とともに課題解決に向け、検討を行う

【各分野アドバイザー】

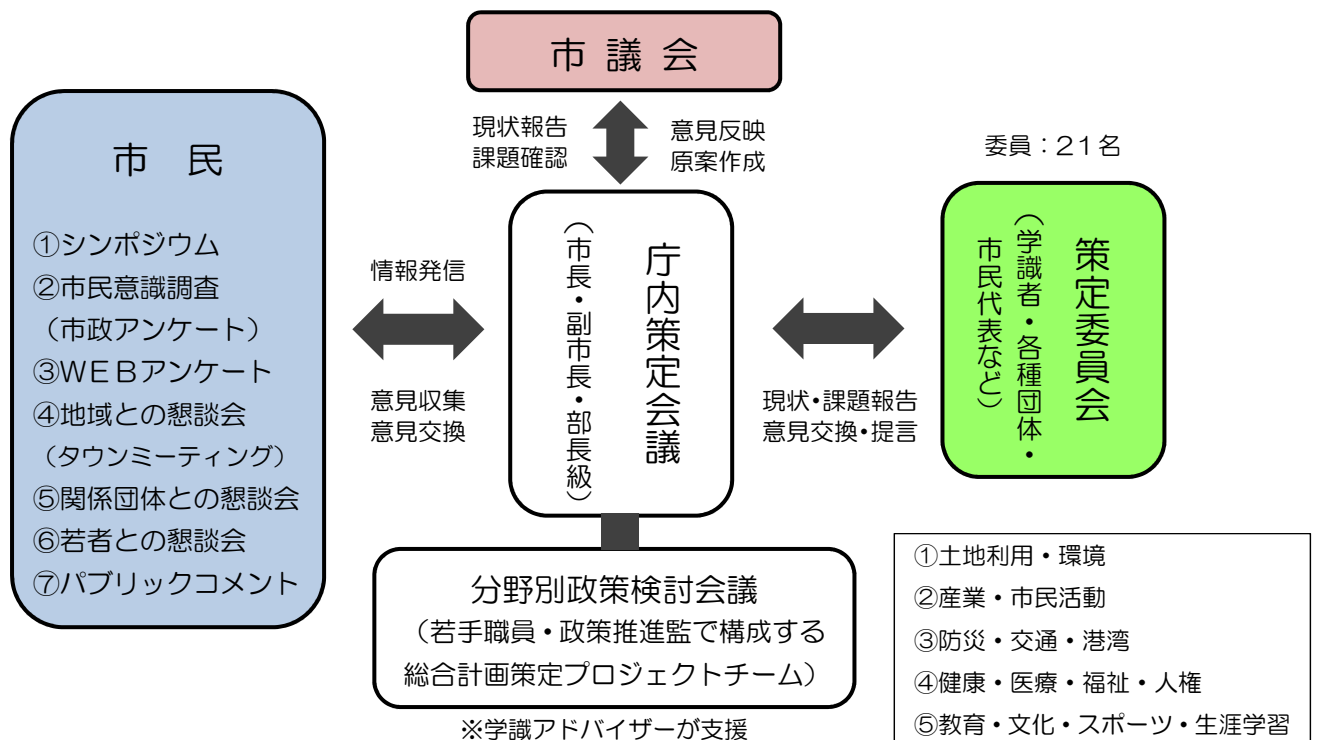
- ①土地利用・環境分野： 村山 顕人 氏【東京大学大学院工学系研究科 准教授】
- ②産業・市民活動分野： 江口 忍 氏【名古屋学院大学現代社会学部 教授】
- ③防災・交通・港湾分野： 秀島 栄三 氏【名古屋工業大学大学院工学研究科 教授】
- ④健康・医療・福祉・人権分野： 伊藤 薫 氏【四日市看護医療大学地域看護学 准教授】
- ⑤教育・文化・スポーツ・生涯学習分野： 久保田 英助 氏【愛知学泉大学家政学部 教授】

(3) 庁内策定会議

- ・総合計画策定の立案や策定および総合的な調整を行う市の庁内組織として設置
- ・市長、副市長および各部局長等の職員で構成

(4) 市民参画

シンポジウム、懇談会、アンケート及びパブリックコメントなどのあらゆる手法で市民参画を促し、計画策定段階から幅広く意見をいただきながら、新たな総合計画をつくり上げていきます。



2. 市議会からの提言についての検討状況

平成31年3月26日付 議長から市長への政策提言

< 提 言 >

(1) 次期総合計画では目的を達成するための具体的な目標を示し、より実効性のある計画とすべく検討すること。

< 検討状況 >

① まちづくりのビジョン共有と目標設定

本市を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中、市民、事業者、行政が将来に向けて共に夢を描ける社会を実現していくには、明確なビジョンを持って四日市の未来予想図を描き、具体的戦略を考え、それらを本市に関わるみなさんと共有しながら、新たな取組を始める必要があります。

そのため、次期総合計画では、基本構想に、オール四日市で実現に向けて取り組んでいく「ありたいまち」の姿を示すとともに、その実現に向けて、基本計画において、各分野の基本的政策ごとに「目指す姿＝目標」を明確に打ち出していきます。

② 目標に対する進捗状況を測るための指標の設定

次期総合計画の基本計画では、市民生活に密接に関わる8つの分野を着実に推進すべき「分野別基本政策」として位置付け、各分野の中核となる「基本的政策」、基本的政策を実現するための「重点的施策」の順に、階層的に積み上げ、展開していきます。

「ありたいまち」の実現に向けて、本市の経営資源（人材・財源・資産・情報）を真に提供すべき分野へ投入するために、そして、施策が着実に進捗し、市民生活や市民福祉の向上に寄与できているかを客観的な指標を用いて明らかにするため、数値を使った分かりやすい指標を基本的政策ごとに設定し、進捗状況を“見える化”することとします。

◆指標の設定イメージ

指 標	説 明	現状の値	方向性
○○○○○	△△△	□□□

※1) どのようなまちづくりを目指したいのか。この問いに対する答えが、目標となります。

※2) 目標までの到達度をどのように測ればよいか。この問いに対する答えが、指標となります。

< 提言 >

(2) 現総合計画において取り組み半ばとなっている施策等について、行政の継続性を十分に意識する中で、社会情勢の変化に対応の上、今後の計画に繋げるべく検討を進めること。

< 検討状況 >

① 現総合計画の検証・総括から得られた検討課題の整理

平成 30 年度に設置された新総合計画調査特別委員会では、現総合計画の検証・総括について議会の視点で集中的に検証を行い、出された意見等を次期総合計画の策定時に反映させるべく提言書・報告書を取りまとめいただきました。

また、市民代表や各分野の有識者で構成する四日市市総合計画策定委員会からは、現総合計画のもとで進めてきた取組みを検証した上で、次の 10 年間に生かしていくためのアイデアやご意見を頂戴しています。

さらに、高校生から高齢者に至る本市に関わる多くの方々（約 8,800 名）から、様々なチャンネルを通じて多様なご意見をいただいております。

現総合計画の検証と総括から得られた課題、そして、これまでに聞きしたご意見・ご提言を十分勘案した計画づくりを進めていきます。

◆次期四日市市総合計画 主要課題の抽出と整理

①現総合計画における主な成果・実績

②次期総合計画策定に向けた主な検討課題

- (1)土地利用・環境 (2)産業・市民活動
(3)交通・港湾・防災 (4)健康・医療・福祉・人権
(5)教育・文化・スポーツ・生涯学習

+

四日市市の特徴

市民の声

時代の潮流と
社会経済環境の動向

➡

次期総合計画

② 時代の潮流と社会経済環境の変化に的確に対応するための備え

平成というひとつの時代が終わりを告げ、令和という新時代が幕を開けたいま、**様々な時代の潮流の変化に対応すべく「長期展望を見据えた戦略的な計画」、「時代に即応する機動的な計画」、「新しい発想に基づく創造的な計画」をキーワードに、新しい時代にふさわしい総合計画を策定し、日本の活力を支える中部エリアにおける西の中核都市として飛躍する、地に足の着いた持続可能で市民満足度の高いまちづくりを進めていくこととします。**

その上で、社会情勢の変化が年々加速している状況を踏まえ、次期総合計画が「ありたいまち」の実現に向けてチャンス逃さない「時代に即応する機動的な計画」として十分機能するよう、**5年後に基本計画が適当であるか否かを検討し、必要な見直しを行うこと。**さらに、**総合計画にその旨を記載すること**とします。

< 提 言 >

(3) 市民自治基本条例の趣旨を踏まえ、まちづくりに係る行政、市民、事業者などが担う権限と責務について考え方を整理する中で、次期計画の検討を行うこと。

< 検討状況 >

① 市民自治基本条例の理念を踏まえた総合計画づくり

市民自治基本条例は、本市のまちづくりにおける市民の「参加」と「協働」による「市民自治の実現」を掲げ、市民誰もが様々な形で市政に参加し、市の執行機関や市議会とともにより良い四日市の「まちづくり」を担っていただけるような仕組みを作り上げることで、豊かで人権の尊重される地域社会の実現を目指していくこととしています。

このような条例の理念に基づき、次の10年間のまちづくりを具体化していくことができるよう、次期総合計画においては「オール四日市で取り組む協働・共創のまちづくり」を、計画策定を進める上での基本的な考え方として、検討を深めていくこととします。

◆四日市市自治基本条例（理念条例）の主なポイント

「参加」と「協働」による市民自治の実現

- (1) 市の行政運営に関する「情報」等の共有を推進
- (2) 市民の皆さんに「知る権利」「市民参加をする権利」があることを明確化
- (3) 市（執行機関・市議会）には、「市民参加の促進に努める義務」があることを明確化

② オール四日市で取り組む協働・共創のまちづくり

新しい時代を切り拓き、市民満足度の高いまちづくりを進めていくためには、市民・事業者・市が連携・協働して地域課題を解決することで、市民生活の質を高めていくこと。四日市市が持つ都市の可能性と地域資源を生かし、新しいまちの価値を共に創造していくことが重要になります。

そうした取組みを一步ずつ積み上げていくことで「ありたいまち」が実現に向かうことから、次期総合計画では、市民生活に密接に関わるまちづくりの8つの分野において、「市民・事業者・市」それぞれの役割や責務を十分に意識しながら、計画づくりを進めていきます。

◆8つの基本分野



生活・居住：人と人がつながり、自分らしい生活がおくれるまちへ
健康・福祉：地域社会で健やかに幸せに暮らせるまちへ
防災・消防：不測の災害に対しても対応可能な、しなやかで強いまちへ
文化・スポーツ・観光：港町としての歴史と文化・スポーツ・観光の息づくまちへ
交通・にぎわい：誰もが使いやすい交通手段が整い、次々と新しい人が訪れ、
新たな出会いが生まれるまちへ
産業・港湾：人とアイデアが融合し、新たな価値が創造されるまちへ
環境・景観：環境に優しく、良質な景観のある持続可能なまちへ
教育・子育て：やさしく、たくましく、しなやかに生きる力を持った元気な子供が
育つまちへ

< 提言 >

(4) 目標達成に向け、業務上の所管に縛られることなく、必要に応じて全庁的な課題として部局横断的に施策展開を行うことも念頭に、都市経営の視点を忘れず、次期計画の検討を行うこと。

< 検討状況 >

① 重点的横断戦略プランの策定

グローバル化の進展や社会の成熟に伴う人々の価値観の多様化を背景として、今後、市民ニーズは増加・複雑化していくことが想定されます。

そのため、**「ありたいまち」の実現に向け、特に力を入れて取り組むべき課題について、分野横断型の戦略プランとして重点的に推進**することとします。

なお、同プランの策定期間は5年間とします。

◆ 3つの「重点的横断戦略プラン」・・・ 資料別冊（現時点の策定イメージ）

子育てするなら四日市
+（プラス）

<創造>

これまでは、他市に劣っている部分を引き上げてきた“子育て施策”
これからは、様々な施策をプラスして、「子育て世代から選ばれる、誰もが安心して子育て・子育てできるまちづくり」を進めます。

リージョン・コア
YOKKAICHI

<革新>

リニア中央新幹線の開通で期待される東京・名古屋・大阪で形成する巨大都市圏“いわゆるスーパーメガリージョン”
この中で名古屋都市圏の【核】となり存在感を持つため、「多様な都市機能が集積し、人で賑わい、まちの魅力にあふれるまちづくり」を進めます。

幸せ、わくわく！
四日市生活

<持続>

日本は世界有数の健康寿命を誇るなか、“人生100年となる超長寿社会”の到来はすぐそこまできている。
こうした中、住み慣れた場所で天寿を全うできるよう、「いつまでも元気で活躍でき、暮らしの中で楽しみと幸せを実感できるまちづくり」を進めます。

② 都市経営の視点を十分に踏まえた計画づくり

多くの自治体がこれまで「人口増加」を前提条件にしたまちづくりに取り組んできましたが、今後は、誰も経験したことのない「成熟型社会における人口減少・高齢化」という時代背景の中で、都市経営を行っていく必要があります。

持続可能な都市経営を実現するためには、都市機能を集約し、効率的な都市経営を行っていくことに加え、安定的な税収の確保など、財政的に持続可能であることが必要になります。そのため、社会資本の整備、経済、産業、環境、福祉、医療、教育などあらゆる分野において総合的かつ横断的な施策展開を図り、**本市の強みを生かした持続可能な都市経営に意を配した計画づくりを進めます。**

< 提 言 >

(5) 技術革新（A I 技術等）、持続可能な社会を実現する新たな考え方（SDGs 等）について調査研究を進め、それらに対応する中で市民サービスの向上を図ることを念頭に、次期計画の検討を行うこと。

< 検討状況 >

① 技術革新（A I 技術等）の積極的な社会実装の推進

A I 技術や I o T などのテクノロジーが適切に社会に実装されることによって市民の生活環境が向上し、社会に役立つ新しい仕組みや価値が次々と生み出されていくことで、都市の真の成長の原動力が見出されること。

そして、その過程において、貧困や経済格差、高齢化などの社会的課題が解決されていくことが期待できるため、新時代の様々な技術革新の社会実装について、まちぐるみで積極的に推進していくことができる計画づくりを進めます。

② 持続可能な社会を実現する新たな考え方（SDGs 等）を踏まえた計画づくり

国際社会全体の開発目標である SDGs は、先進国も途上国も一緒になって、「この世界を持続的にみんなで」良くしていこうという目標・ターゲットから構成された、2016 年から 2030 年までのいわば「国連版の総合計画」といえます。




スケールは違うものの、SDGs が目指す国際社会の姿と 17 の目標は、本市が目指す「市民の安心や幸せ」を実現する都市の姿とも重なることや、次期総合計画の策定期間〔2020 年度～2029 年度〕との整合も図れることから、SDGs という世界共通のものさしで設定された大きな考え方を次期総合計画に組み込んで、将来都市像の実現に向けた推進力として活用することとします。

SDGs の 17 の目標と自治体が取組むべきこと

政府は 2016 年 5 月に関係省庁が連携し一体となり取り組むため、SDGs 推進本部（本部長：内閣総理大臣）を設置するとともに、国家戦略として「SDGs 実施指針」決定し「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者」を目指す方針を打ち出しています。


また、この指針の中で「各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては SDGs の要素を最大限反映することを奨励」する旨が明記されています。

本市においても SDGs に掲げられている 17 の目標について、自治体の世界最大組織である都市・自治体連合（United Cities of Local Governments）が提唱する取り組み方針を参考に、次期総合計画の中で政策・施策と関連付け、取り組んでいきます。

	国連が定める目標	自治体の取り組み方針
	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	自治体は、貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も身近なポジションにいる。各自治体において、全ての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められている。
	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成し、持続可能な農業を促進する	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して、食糧の安全保障を支援することができる。また、流通インフラや市場の強化により、農業生産や域内の経済発展の支援を行うことが可能となる。土地利用計画は廃棄物の削減や食の安全保障を実現する上で重要な役割を担っている。医療サービスや学校との連携により、子供の飢餓にも取り組む事ができる。
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	自治体は、住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹となる。都市計画や公共交通の整備により環境保全や健康的な生活スタイルの構築、交通事故を防ぐことができる。また、良好な都市環境を提供することによって、住民の健康状態を維持・改善することができる。

	国連が定める目標	自治体の取組み方針
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育において自治体が果たすべき役割は非常に大きい。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要である。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	<p>自治体による女性等の弱者の人権を守る取組は大変重要である。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえる。このような自治体の取組みが、様々な職業において女性の社会進出を促すきっかけとなる。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	<p>安全・安心な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤である。上下水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務となる。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>公共建築物における省/再エネ化の推進、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大切な役割といえる。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>	<p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができる。また、労働環境の改善に関して公的サービスの制度整備を行い、労働者の待遇を改善することも可能な立場にある。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>	<p>自治体は地域のインフラ整備に対して大きな役割を有している。地元企業の支援策などを経済活性化戦略等に盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出し、地域資源等の活用についても促進することができる。</p>

	国連が定める目標	自治体の取組み方針
	国内および国家間の格差を是正する	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができる。少数意見も尊重しながら、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められている。
	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	包括的、安全、強靱かつ持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって大きな目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は大きくなっている。
	持続可能な消費と生産のパターンを確保する	自治体は、都市計画やインフラ整備などにより持続可能な生産と消費を促し、環境負荷削減を進めないといけない。また、市民が環境負荷削減を意識し行動することができるような仕組みづくりを行う必要がある。省エネや3Rの徹底などの環境教育などを行うことで、この流れを加速させることが可能となる。
	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化している。そこで、従来の温室効果ガス削減を目的とした計画づくりだけでなく、気候変動に備えた適応策の検討を各自治体で行うことが求められている。
	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われている。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要となる。

	国連が定める目標	自治体の取組み方針
	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	自然生態系の保護と土地利用計画には密接な関係があり、自治体が果たす役割は大きい。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠である。
	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	平和で公正な社会を作る上で、自治体は住民に対して大きな説明責任を負っています。地域コミュニティから多くの住民の参画を促すまちづくりを行い、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえる。
	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	自治体は市民、公的または民間セクター、市民活動団体など多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な役割が求められている。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは重要である。

※国連が定める目標は、外務省による翻訳に基づく。

※自治体の取組み方針は、都市・自治体連合（United Cities and Local Governments）が提唱するSDGsの17の目標ごとの取組み方針に基づく。